

小諸市

小諸市自治基本条例の理念に基づく 総合計画の運用

Japan Productivity Center

2017年7月21日（金）

佐藤 亨

公益財団法人 日本生産性本部

主任研究員

Toru.Sato@jpc-net.jp



公益財団法人 日本生産性本部

はじめに

1 小諸市における自治基本条例

2 自治基本条例と総合計画

3 自治基本条例の実践＝基本構想の運用

おわりに

- 政府≡企業か
- 政府ができることは限られている
- ガバメントからガバナンスへの転換

- 小諸市における最高規範

- 「自治に関する最高規範」（第2条1項）

- ⇒ 条例・規則の制定・改廃、計画の策定、政策の立案・実施は趣旨を尊重、内容を整合

- 自治の基本原則

- 市民主体の原則、参加と協働の原則、情報共有の原則（第4条）

- ⇒ 分権型社会、主体、協働

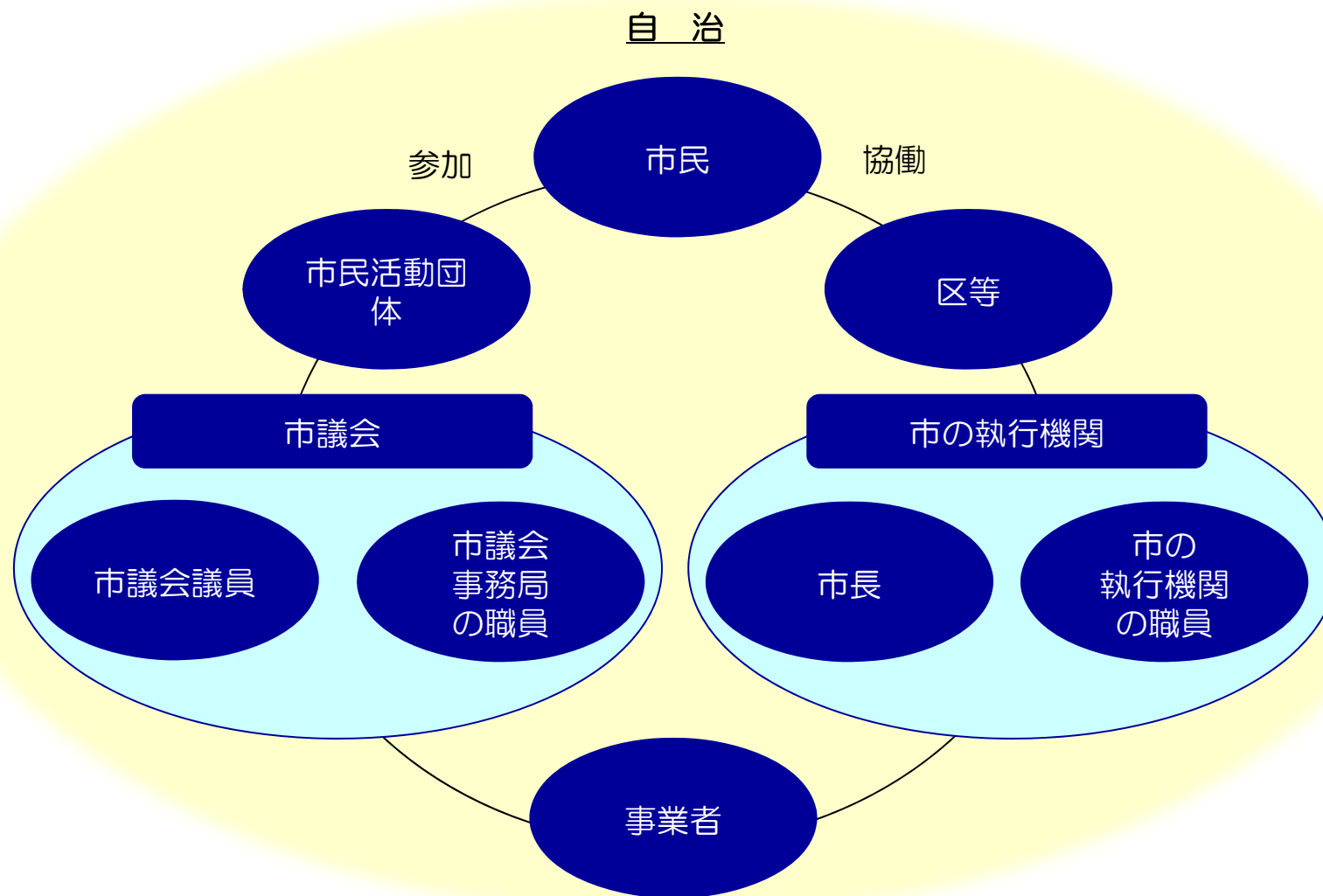
- 各主体の権利、役割/責務

- 市民、市民活動団体、区等、事業者、市議会、市議会議員、市議会事務局の職員、市の執行機関、市長、市の執行機関の職員

- ⇒ “自治” の具体化

1 小諸市における自治基本条例

- 自治基本条例の概念図



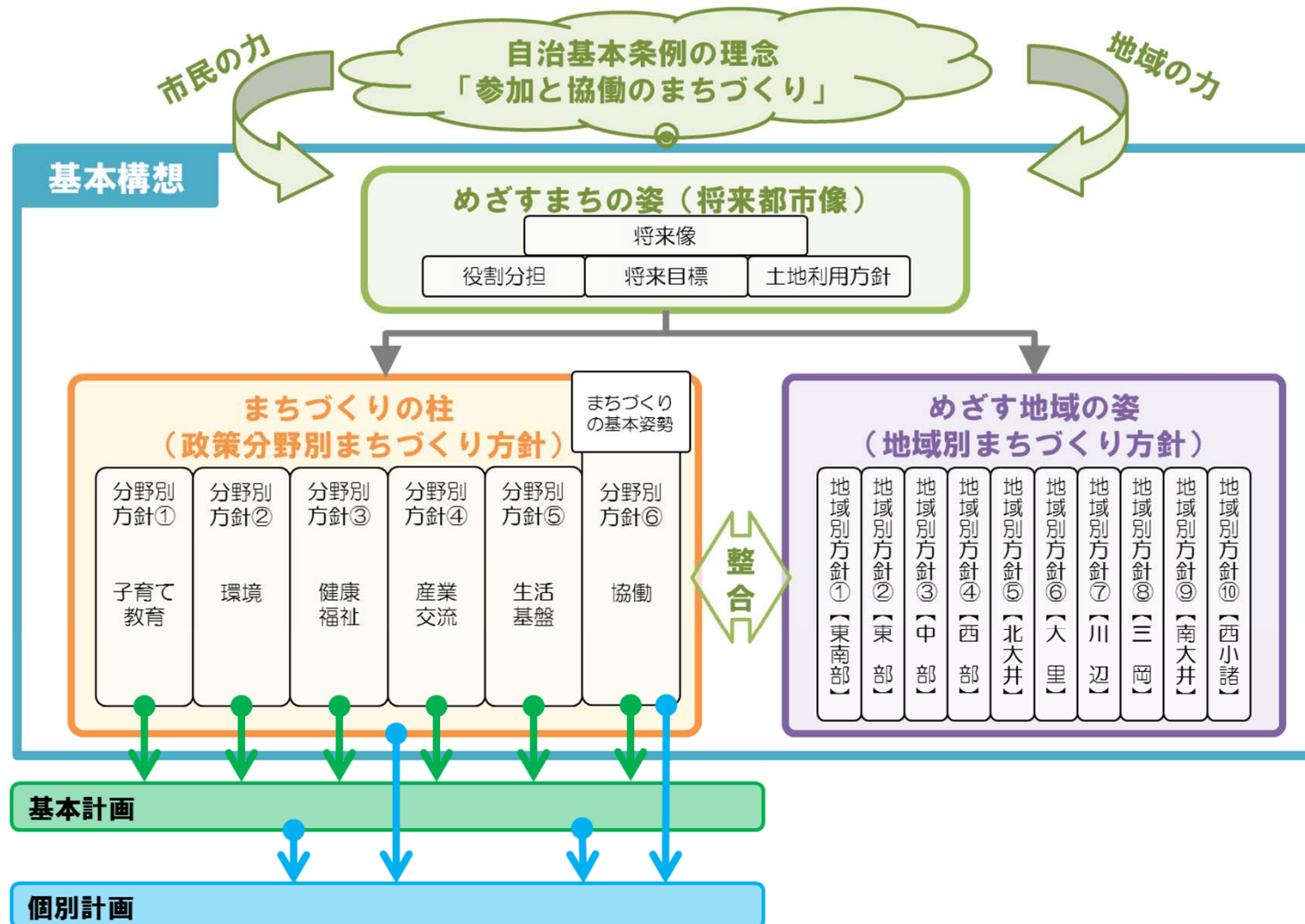
- 自治基本条例における総合計画の規定
 - 「総合的かつ計画的な行政運営」を図る総合計画の策定（第18条1項）
⇒基本構想と基本計画の策定

- 第5次基本構想
 - 将来像、将来目標、政策分野別まちづくり方針の目標・目標値
⇒地域社会の目標

- 各主体の役割
 - 政策分野別まちづくり方針の役割分担
⇒自治基本条例・各主体の役割/責務の具体化

2 自治基本条例と総合計画

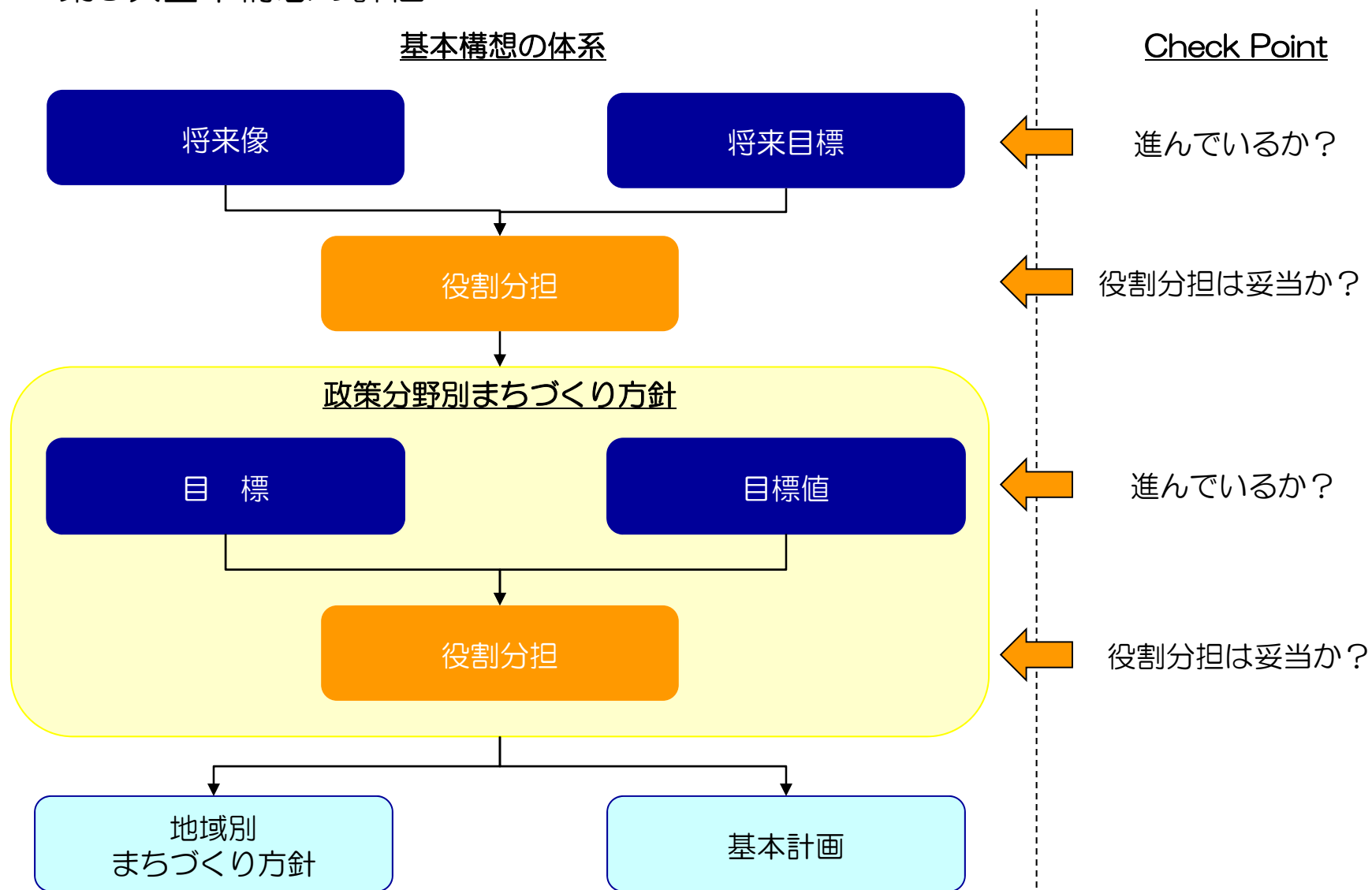
・第5次基本構想



- 第5次基本構想の評価
 - － 将来像、将来目標、政策分野別まちづくり方針の目標・目標値の進捗はどうか
 - ⇒地域社会の課題は解決に向かっているか
- 各主体の役割のチェック
 - － 役割分担は妥当か
 - ⇒（具体化）地区別まちづくり方針、基本計画の進捗
- 新たな課題への対応
 - － 環境の劇的な変化による新たな課題の発生
 - ⇒基本構想の見直し

3 自治基本条例の実践＝基本構想の運用

- 第5次基本構想の評価



- 自治基本条例の実践は基本構想にあり
- どうコラボレーション（協働）を図るか
- 担い手の育成が不可欠